

# 令和5年度 新城市一時保育事業のご案内

## 1. 目的

保護者の労働、疾病等により断続的、又は緊急一時的に、家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業（以下「一時保育」という。）を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

## 2. 対象児童

利用する日に満1歳以上になっている就学前児童で、保護者の労働、職業訓練、就学、育児疲れ解消等により、断続的に家庭保育が困難となる児童もしくは、保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急一時的に家庭保育が困難となる児童です。

## 3. 保育期間

1か月につき14日以内とし、当該年度末（3月31日）を限度とします。

ただし、期限が到来した場合において、なお、その児童の保育が必要と認められるときは、新たに申請することができます。

## 4. 保育時間

午前8時30分 ～ 午後3時

※実施こども園が休みの場合は、一時保育も休みとなります。

## 5. 実施こども園および利用料

実施園			年齢区分	利用料(日額)
城北こども園	(字宮ノ後 39-2)	TEL22-2306	3歳未満児	2,100円
長篠こども園	(長篠字丸井 19-1)	TEL32-0063	3歳以上児	1,000円
作手こども園	(作手高里字縄手 20-1)	TEL37-2731		

※利用料は、給食費およびおやつ代を含みます。平日は給食があります。土曜は弁当を持参してください。

※利用料の年齢区分は、入園した年度の4月1日現在の満年齢とします。

## 6. 利用料の支払い

利用した翌月に前月分の利用料納付書をお送りしますので、下記納入場所で納付してください。

- ・三菱UFJ銀行
- ・愛知銀行
- ・豊橋信用金庫
- ・豊川信用金庫
- ・愛知東農業協同組合
- ・蒲郡信用金庫

本店および各支店

※ 金融機関以外に、市役所（会計課）  
および鳳来・作手総合支所（地域課）  
でも納付出来ます。

取扱い：午前8時30分～午後5時15分